

## 東アジア文化都市2023静岡県地域連携プログラム補助金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、東アジア文化都市2023静岡県のブランドの下で、静岡県内各地で開催される文化事業を国内外にアピールするとともに、東アジアの交流都市をはじめ国際交流の進展に資するため、県内各市町で開催する文化によって住民の暮らしを豊かにし、地域の活性化や観光の振興等につながるイベント等の開催事業を行う静岡県内の市町が参画する実行委員会等又は政令指定都市を除く市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

この要綱において「文化によって住民の暮らしを豊かにし、地域の活性化や観光の振興等につながるイベント等の開催事業」(以下、「地域連携プログラム」という。)とは、東アジア文化都市2023静岡県の基本計画に基づき開催する文化事業で、その価値、魅力等を国内外に発信できるイベント等を開催する事業をいう。

### 第3 補助の対象及び補助率(額)

#### (1) 補助の対象

地域連携プログラムに要する経費のうち、知事が別に定めるもの

#### (2) 補助率(額)

補助率は、(1)に掲げる経費の2分の1以内とし、補助額(補助対象者が同一の市町の区域内において複数ある場合にあつては、補助の総額)は、500万円を限度とする。

### 第4 交付の申請

#### (1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 収支予算書(様式第3号)

エ 資金状況調べ(様式第4号)(アの申請書が概算払承認申請書を兼ねる場合に限る。)

オ 静岡県内の市町が参画する実行委員会等が申請者の場合は、市町の参画がわかる委員一覧などの資料

カ その他知事が必要と認める書類

#### (2) 提出期限

別に定める日まで

### 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなけ

ればならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の変更(事業費の20パーセント以下の変更を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

#### 第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

(1) 変更承認申請書(様式第5号)

(2) 変更事業計画書(様式第2号)

(3) 変更収支予算書(様式第3号)

(4) その他知事が必要と認める書類

#### 第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書(様式第6号)

イ 事業実績書(様式第2号)

ウ 収支決算書(様式第3号)

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日(第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日)まで

#### 第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第7号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

#### 第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

(1) 概算払請求書(様式第7号)

(2) 資金状況調べ(様式第4号)

#### 第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定

する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第8号)により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

#### 第11 事前着手の手続き

補助対象者は、この要綱の第2に定める事業において交付決定前に事業着手する必要がある場合は、様式第9号により事前着手届を提出し知事の承認を受けなければならない。

#### 第12 書類の経由

この要綱に基づき、知事に提出すべき書類は、補助事業者の所在地を管轄する地域局長に提出するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年度分の補助金に適用する。